

第3部 災害応急・復旧

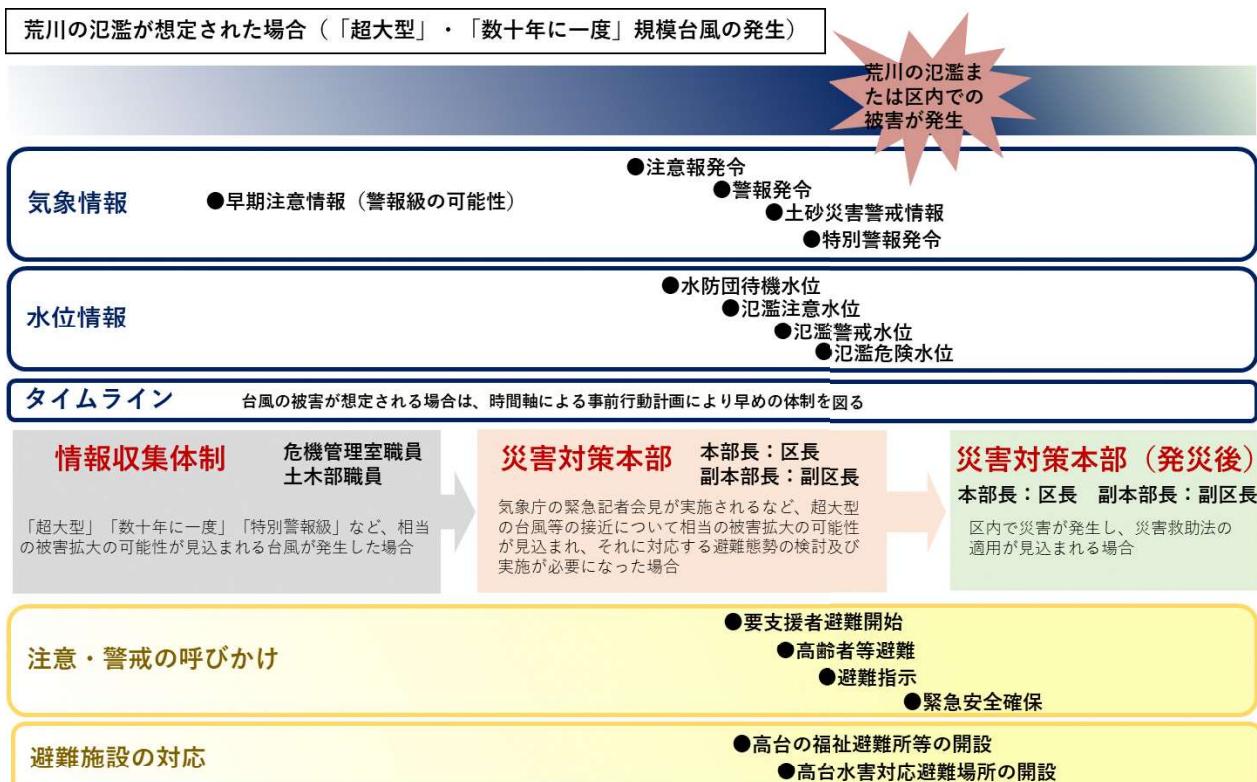
第1章 本部体制

1 状況に応じた機動的な体制

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部／(災対) 各部

風水害時の基本的な体制は、①荒川の氾濫を想定した場合と、②石神井川の氾濫・土砂災害を想定した2種類とし、それぞれ次のとおりである。

【風水害時の基本体制】

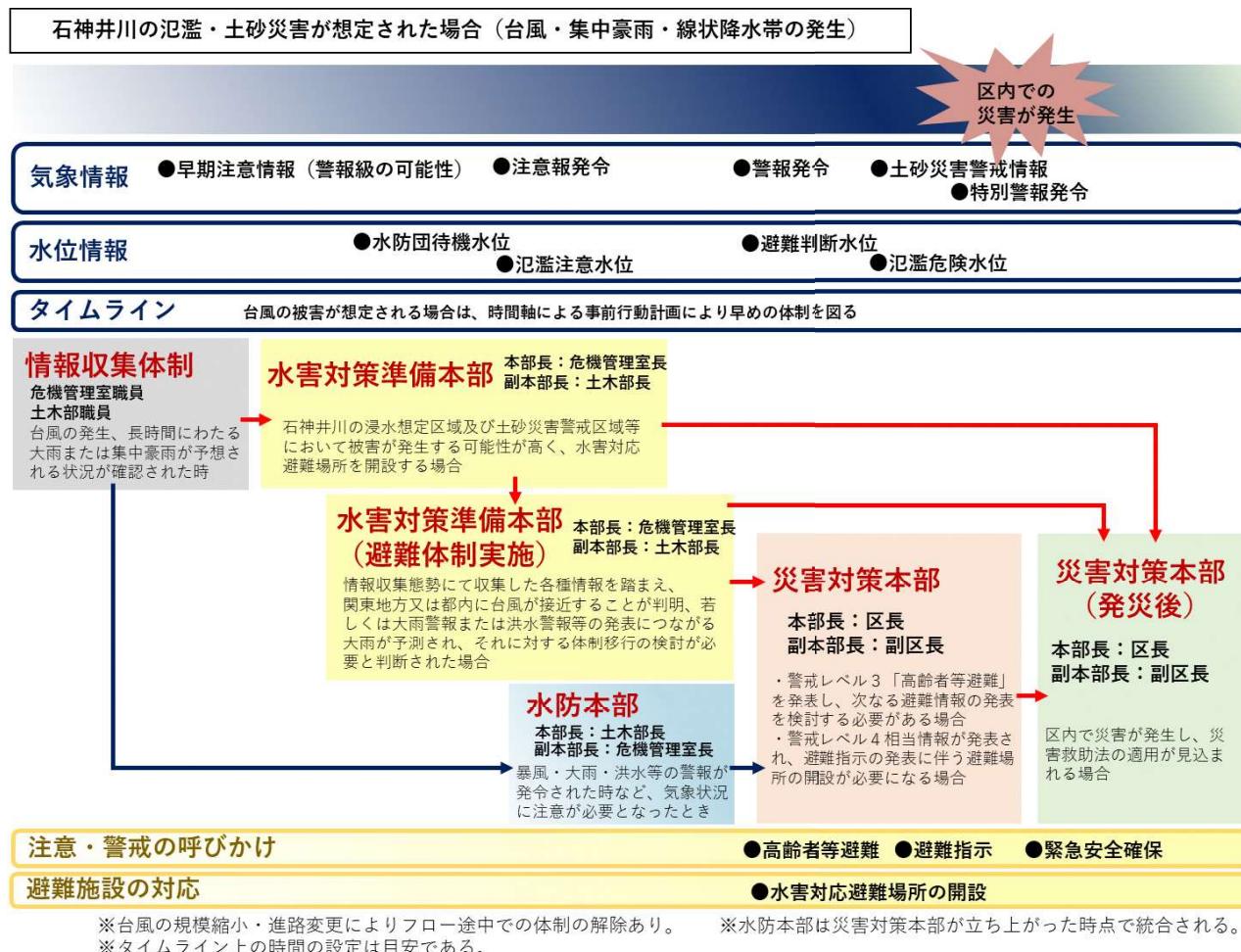


※台風の規模縮小・進路変更によりフロー途中での体制の解除あり。
※タイムライン上の時間の設定は目安である。

※水防本部は災害対策本部が立ち上がった時点で統合される。

第3部 災害応急・復旧

第1章 本部体制



2 情報収集体制

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部

「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる台風が発生した場合（荒川の氾濫が想定される場合）及び台風の発生、長時間にわたる大雨または集中豪雨が予想される状況が確認された場合（石神井川・土砂災害の発生が想定される時）、危機管理室職員及び土木部職員のうち指定された職員は情報収集体制をとり、東京都その他関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたるものとする。

3 水防本部

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部

北区では、全国的な傾向と同様に、近年特に台風の接近・上陸や、局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫、いわゆる都市型水害が多発している。

一般的に台風等と局所的集中豪雨では被害の様相は大きく異なるが、いずれの場合も石神井川の溢水による周辺地域への浸水被害が発生するおそれがある。

台風は、ある程度の経過予測が可能なために事前対応が可能だが、発生予測が困難な局所的集中豪雨では即時対応を求められる。

また、いずれの場合にも、必要な水防活動や避難行動は同じだが、局所的集中豪雨が勤務時間外に発生した場合は、時間だけでなく人手もない状況下において、（台風と同様の）水防活動や区民の避難支援を行っていく必要がある。

そこで、その発生頻度や北区の災害特性等から特に対策の必要性が高いと考えられる、集中豪雨等への対応についての今後の取組方針を以下に示す。

なお、近年、発生が目立つ竜巻・突風・豪雪災害にも準用する。

(1) 設置

土木部長は、以下の場合に水防本部を設置する。

- ① 北区に各種警報が発令されたとき
- ② 北区に各種注意報が発令され、同警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき
- ③ 北区が大型台風の進路にあたると想定され、早めの警戒が必要なとき
- ④ その他土木部長が必要と認めたとき

(2) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、水防活動が概ね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

(3) 動員態勢

水防本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部（土木部）の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部（北区以外）に注意報が発令され、その後、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 北区に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/7
第1次 水防非常配備態勢	北区に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき	水防本部員に対し概ね1/5
第2次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生するおそれがあり、あるいは風水害が発生し、水防活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき	水防本部員に対し概ね1/3～1/2
第3次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生するおそれがあり、救援等の水防活動に全力で取り組む必要があるとき	水防本部員全員

(注) 水防要員は異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるように留意するものとする。

【水防要員の現況】

水防管理団体（北区）		消防機関 消防職員 ※2	消防機関 消防団員 ※3		合計 ※4
水防管理者 (北区長)	水防本部 (土木部長 他79名) ※1		第5消防方面 王子 赤羽 滝野川	計561名	
水防副管理者 (副区長・教育 長)				計610名	計1,251名

※1 土木部職員定数

※2 消防署の消防吏員定数の合計

※3 消防団の消防団員定数の合計

※4 水防管理者及び水防副管理者は含まない

北区役所 （北区王子本町1丁目15番22号） 3908-1111（代表）

土木部道路公園課 3908-9213（河川係）

危機管理室防災課 3908-8184（防災計画係）

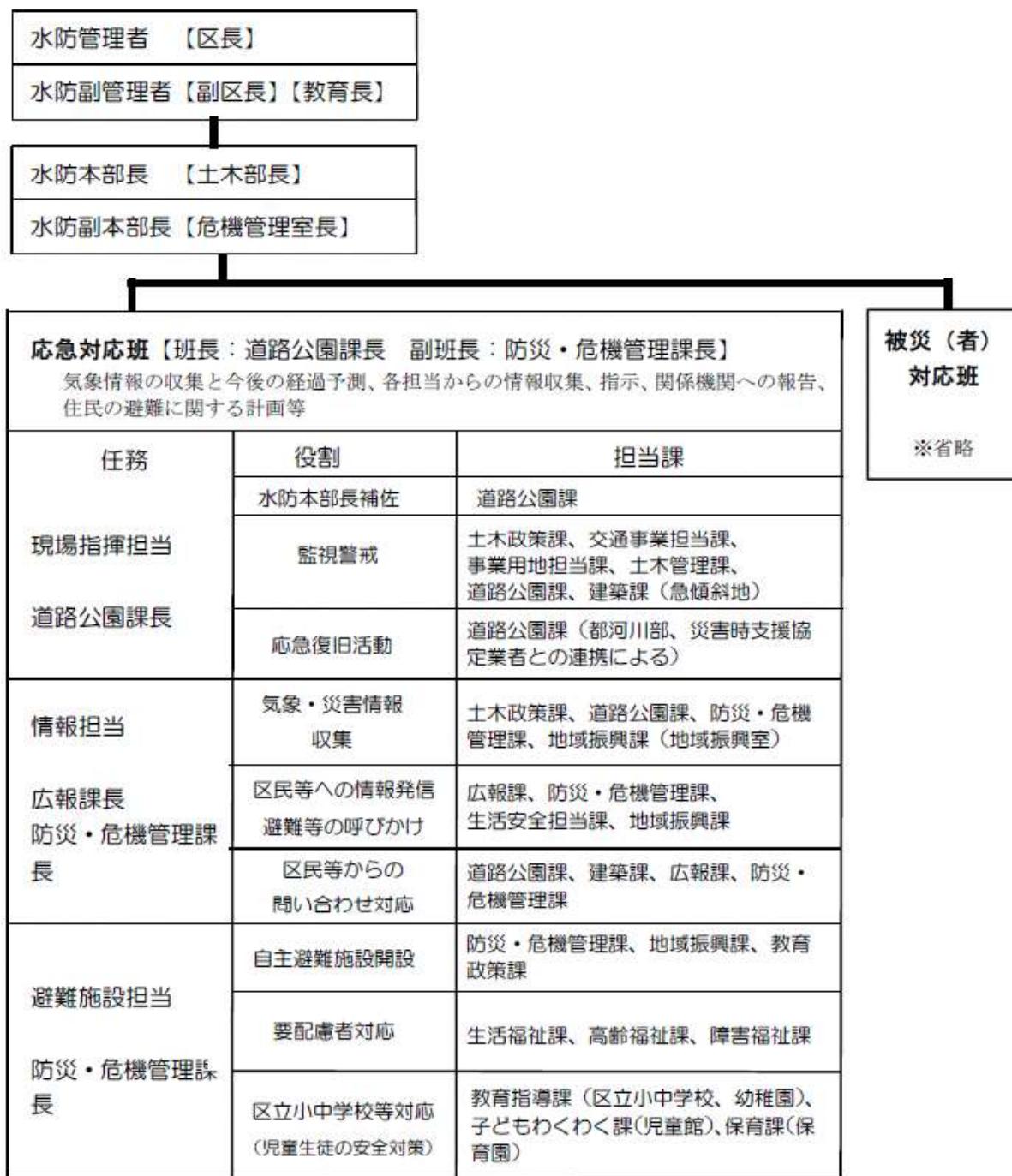
（4）組織

- ① 土木部長を本部長、危機管理室長を副本部長とし、応急対応班及び被災（者）対応班によって構成される。
- ② 応急対応班は、現場指揮担当、情報担当、避難施設担当から構成され、主に初動時の応急対策として、気象情報等の収集や今後の経過予測、住民避難の計画などにあたる。班長は道路公園課長、副班長は防災・危機管理課長とする。
- ③ 被災（者）対応班は、避難者対応担当、生活再建担当、医療衛生担当、環境担当、復旧活動担当から構成され、主に被災者対応や災害（災害救助法の適用にならない程度の災害）後の生活支援などに関連する対応にあたる。班長は防災・危機管理課長として、班全体を統括する。

第3部 災害応急・復旧

第1章 本部体制

【水防本部における組織構成】



(5) 災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく区災対本部が設置された場合は、それに統合される。

4 除雪本部

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部
----	---------------------

大雪に対しては、除雪本部を設置して対応にあたる。除雪本部では、あらかじめ指定した道路、河川管理通路及び公園内通路等を対象に、降雪量に応じた除雪作業を実施し、また、倒木等が発生した場合は、すみやかに支障樹木等の除去を行い、交通の安全とその機能回復を図る。

(1) 設 置

積雪による交通障害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合またその他必要と認めたとき、土木部長は除雪本部を設置し、関係機関（警察署・消防署等）及び協力会に通知する。

(2) 動員態勢及び組織

除雪本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【除雪本部の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
除雪準備態勢	東京23区に積雪が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職1名（道路公園課長） ・一般職3名
情報連絡態勢	東京23区西部に積雪が概ね5cmとなり、なお降雪が予測されるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職2名（部長・道路公園課長） ・一般職8～10名
第1次 除雪非常配備態勢	積雪の警戒が必要になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職2～4名 ・一般職16～20名
第2次 除雪非常配備態勢	積雪の特別な警戒が必要になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職3～5名 ・一般職25～40名
第3次 除雪非常配備態勢	区内全域にわたり特別な積雪の警戒が必要になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職7名 ・一般職54～78名

(注) 除雪要員は異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した除雪態勢ができるように留意するものとする。

除雪本部は、土木部長を本部長とし、土木政策課、**交通事業担当課**、**事業用地担当課**、**土木管理課**および道路公園課からなる。

(3) 目的

区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等を速やかに除去し、交通の安全とその機能回復を図ること。

(4) 廃止

本部長は除雪作業の状況により、本部設置の必要がないと認めたとき本部を廃止する。

5 水害対策準備本部

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／(災対) 各部
----	-----------------------------

台風・集中豪雨・線状降水帯の発生による石神井川の氾濫・土砂災害等の被害が予想された場合、機動的な体制移行を目的として関係各部による情報共有及び区民の避難対策を行う。

(1) 設置

情報収集態勢にて収集した各種情報を踏まえ、関東地方又は都内に台風が接近することが判明、若しくは大雨警報または洪水警報等の発表につながる大雨が予測され、それに対する避難態勢の検討が必要となった場合。

(2) 組織

危機管理室長を本部長、土木部長を副本部長とし、政策経営部、総務部、まちづくり部により構成される。

(3) 目的

水害の発生が予想される状況において、本部会議により、避難場所の開設等を判断するとともに、高齢者避難等の避難情報の発令について合議し、各避難場所の開設及び区長による避難情報の発令を行う。

(4) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、応急活動が概ね終了したと認められたときに水害対策準備本部を廃止する。

6 災害対策本部

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部／(災対) 各部

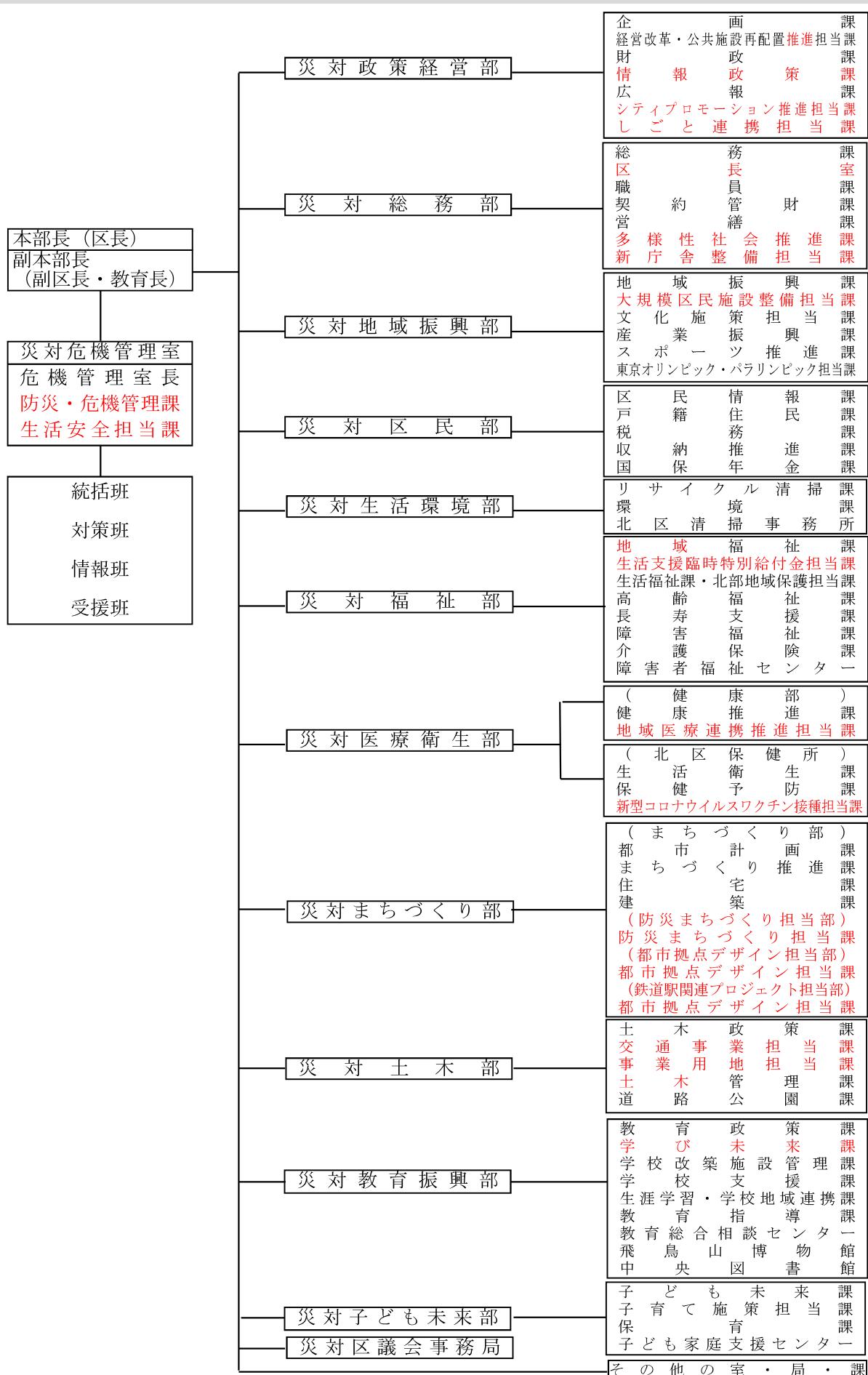
(1) 設 置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、災害対策基本法第23条2の規定に基づき設置する。

(2) 廃 止

災対本部長は、災害のおそれが解消し、災害対策本部活動が概ね終了したと認められたときに区災対本部を廃止する。

(3) 組織



(4) 災害対策本部所掌事項

① 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
【災対本部長】 区長	(1) 本部長室の審議、決定事項 ア 区災対本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関すること イ 避難指示に関すること ウ 重要な災害応急対策に関すること エ 重要な災害復旧対策に関すること オ 区災対本部活動の総合調整に関すること カ 東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の要請並びに各区との支援に関すること キ 高台水害対応避難場所各部従事職員の決定に関すること ク 事業の休止及び所管施設の休業に関すること ケ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること
【災対副本部長】 副区長	
教育長	
【災対本部員】 技監	
政策経営部長	
政策経営部しごと連携室長	
総務部長	
総務部新庁舎設備担当部長	
危機管理室長	
地域振興部長	
区民部長	
生活環境部長	
福祉部長	
健康部長	
北区保健所長	
まちづくり部長	
まちづくり部防災まちづくり担当部長	
まちづくり部都市拠点デザイン担当部長	
まちづくり部鉄道駅関連プロジェクト担当部長	
土木部長	
会計管理室長	
教育委員会事務局教育振興部長	
教育委員会事務局子ども未来部長	
区議会事務局長	

② 災対各部の所掌事項

部	事務の内容
政策経営部 (災対政策経営部)	(1) 災害情報の収集及び整理に関すること (2) 区民及び報道機関からの問い合わせに関すること
総務部 (災対総務部)	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること (3) 要配慮者（ 総務部所管事項 ）に関すること (4) 区災対本部の職員の動員に関すること (5) 区災対本部の職員の服務及び給与に関すること (6) 受援態勢の構築に関すること
危機管理室 (災対危機管理室)	(1) 本部長室の庶務に関すること (2) 区災対本部の通信情報の総括に関すること (3) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること
地域振興部 (災対地域振興部)	(1) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (2) 補完型福祉避難所の開設及び運営に関すること (3) 被害概況の把握と報告に関すること (4) 救助物資の調達及び配給計画に関すること
区民部 (災対区民部)	(1) 罹災証明書の発行に関すること (2) 被災者台帳の作成に関すること (3) 給水計画に関すること (4) 物資等の管理・輸送に関すること (5) 義援金の受領及び配分に関すること
生活環境部 (災対生活環境部)	(1) 廃棄物の処理に関すること
福祉部 (災対福祉部)	(1) 要配慮者（ 福祉部所管事項 ）に関すること (2) 福祉避難所の開設・運営に関すること (3) 他の部課の協力に関すること
北区保健所 健康部 (災対医療衛生部)	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
まちづくり部 防災まちづくり担当部長 都市拠点デザイン担当部長 鉄道駅関連プロジェクト担当部長 (災対まちづくり部)	(1) 建築物の被害状況調査に関すること (2) がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること

部	事務の内容
土木部 (災対土木部)	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関すること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育振興部 (災対教育振興部)	(1) 避難所・避難場所の設置及び管理運営に関すること
子ども未来部 (災対子ども未来部)	(1) 要配慮者 (子ども未来部所管事項) に関すること (2) 補完型福祉避難所の開設に関すること (3) 他の部課の協力に関すること
区議会事務局 (災対区議会事務局)	(1) 区議会議員との連絡に関すること
その他の室・局・課	(1) 他の部課の協力に関すること

(5) 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

【(災対) 政策経営部】 [部長] 政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課 経営改革・ 公共施設 再配置推進 担当課	災害情報の収集 及び整理保管に すること	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を災対本部長へ報告する。
財政課 しごと連 携担当課	他課の応援に すること	災対政策経営部内の各課の応援を行う。
情報 政策課	(1) 電子計算シス テムの復旧に 関すること (2) 他の部課の協 力に関するこ と	災対本部長の指示に基づき、主に、情報班の活動を支 援する。
広報課 シティプ ロモーシ ョン推進 担当課	区民からの問 い合せに すること 災害関連の広報 に すること 報道機関への連 絡及び情報提 供に すること	区民からの問い合わせ対応の統括を行う。 必要な災害関連の広報を実施する。 報道機関への発表は、情報班が統一的に行う。

第3部 災害応急・復旧
第1章 本部体制

【(災対) 総務部】 [部長] 総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はトラック協会等の協定団体の協力を得て、車両等の調達を行う。
	要配慮者（総務部所管事項）に関すること	外国人等配慮が必要な区民からの問い合わせ等に対応する。
	受援態勢の構築に関すること	東京都への支援依頼等受援態勢の構築を行う。
職員課 多様性社会推進課	職員の動員に関すること	(1) 区災対本部の動員指令に基づく職員の動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、区災対本部へ連絡する。
	職員の服務及び給料に関すること	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行う。
契約管財課 営繕課 新庁舎整備担当課 会計管理室 区長室	他課の応援に関すること	災対総務部内の各課の応援を行う。

【(災対) 危機管理室】 [室長] 危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災・危機管理課 地域防災担当課 生活安全担当課	本部長室の庶務に関するこ	本部長室の運営が円滑に行われるよう に、災対各部の調整を図る。
	区災対本部の通信情報の総括に関するこ	(1) 入手した情報を整理し、区災対本部 に報告する。 (2) 区災対本部の指示に基づき、各部へ 情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機 関との連携に関するこ	区災対本部の指示に基づき、防災関係 機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行

【(災対) 地域振興部】 [部長] 地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室) 大規模区民施設整備担当課 文化施策担当課	地区本部と自主防災組織との連携に関すること	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供並びに自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関すること	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
	補完型福祉避難所の開設及び運営に関すること	補完型福祉避難所(地域振興部所管)の開設・運営を行う。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
	他課の応援に関すること	災対地域振興部内の各課の応援を行う。
スポーツ推進課	他課の応援に関すること	災対地域振興部内の各課の応援を行う。

【(災対) 区民部】 [部長] 区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
戸籍住民課	(1) 罹災証明書の発行に関すること (2) 被災者台帳の作成に関すること	(1) 被害調査結果に基づいて、罹災証明書を発行する。 (2) 住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。
	他課の応援に関すること	災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課 収納推進課	給水計画に関すること	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を行う。
国保年金課	物資の輸送に関すること	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 災対本部長の指示または物資配送計画に基づき、救援物資等を管理・輸送する。

第3部 災害応急・復旧
第1章 本部体制

【（災対）生活環境部】 [部長] 生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
リサイクル清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関すること	被害状況調査報告に基づき、ごみ及び屎の処理を行う。
環境課	他課の応援に関すること	災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【（災対）福祉部】 [部長] 福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域福祉課 北部地域保護担当課 高齢福祉課 長寿支援課 障害福祉課	要配慮者に関すること	(1) 要配慮者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、福祉避難所を開設し、管理運営を行う。
	福祉避難所の開設・運営に関すること	(1) 関係施設への連絡調整、避難場所開設の協力依頼及び支援を行う。 (2) 福祉避難所の開設・運営を行う。
生活福祉課 介護保険課 障害者福祉センター 生活支援臨時特別給付金担当課	他課の応援に関すること	災対福祉部内の各課の応援を行う。

【（災対）医療衛生部】 [部長] 北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
北区保健所 生活衛生課 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当課	救護所の開設及び管理に関すること	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を行い、救護所の円滑な運営を確保する。
健康部 健康推進課 地域医療連携推進担当課	防疫に関すること	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を行う。

【(災対)まちづくり部】[部長]まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること	(1) 被災地域における建築物の被害状況を調査する。 (2) 罹災証明書の発行に係る住家被害認定調査を行う。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を区災対本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること	区営住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
まちづくり推進課 防災まちづくり担当課 都市拠点デザイン担当課 鉄道駅プロジェクト担当課	他課の応援に関すること	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

【(災対) 土木部】 [部長] 土木部長

所属名	所掌事項	実施要領
	水防活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水氾濫等のおそれがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応えて、土のう配布・宅地内排水等水防に関する事を実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告をとりまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
土木政策課 土木管理課 交通事業担当課 事業用地担当課 道路公園課	施設管理者の巡回点検や応急措置、復旧に関するこ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 堤防、道路、橋りょう等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに応急措置または復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、とりまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、直ちに除去計画を立て、応急復旧活動を実施する。
	応急資機材及び労力の確保に関するこ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。 (2) 北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。 (3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭または電話によることができる。

【(災対) 教育振興部】 [部長] 教育振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
教育政策課 学び未来課 学校改築施設管理課 学校支援課 生涯学習・学校地域連携 課 教育指導課 教育総合相談センター 飛鳥山博物館 中央図書館	避難所の設置及び管理運営に関すること	(1) 避難場所開設に係る学校施設管理者との調整・連絡 (2) 高台水害対応避難場所従事職員からの問い合わせ対応を行う (3) 学校施設の原状復旧を指導する。

【(災対) 子ども未来部】 [部長] 子ども未来部長

所属名	所掌事項	実施要領
子ども未来課 児童相談所開設準備担当課 子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター	要配慮者（子ども未来部所管事項）に関すること	要配慮者（子ども未来部所管事項）に関する対応を行う。
	補完型福祉避難所の開設に関すること	補完型福祉避難所（子ども未来部部所管）の開設・運営を行う。
	他の部課の協力に関すること	必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【(災対) 区議会事務局】 [部長] 区議会事務局長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関すること	区災対本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

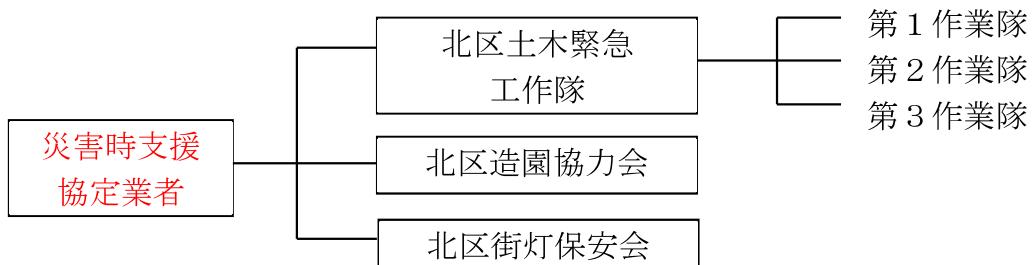
第2章 応援協力・派遣要請

1 災害時協定締結団体の実施業務

担当 北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会

北区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成8(1996)年12月に協定を締結した。

この協定は、北区地域防災計画に基づき、北区が災害応急対策業務に関し、協力を得るための必要な事項を定めたものである。



(1) 北区土木緊急工作隊

区災対本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(2) 北区造園協力会

区災対本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(3) 北区街灯保安会

区災対本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※ 水防関係機関一覧表【資料編p655参照】

2 関係機関への出動要請

担当 (災対) 土木部

(1) 消防機関への出動等の要請

水防管理者である区長が、水防のため必要と認めるときは、消防機関への出動等の要請を行う。

消防機関は、水防に関しては水防管理者の所管の下に行動することとなっている（水防法第5条の2）が、「所管の下に」とは、具体的な指示命令権を示すものではなく、全体的な統制下に入るというものである。このことから、水防活動に際しての消防機関の個々の行動については、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて活動するものであり、水防管理者の指揮下に入るものではない。

(2) 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条1項）

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、消防機関の長等は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体（北区）の区域内に居住する者、または、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 風水害初動対応マニュアル等による活動

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部

区は、都が策定する集中豪雨時の都総務局がとるべき活動態勢等についてとりまとめた「風水害初動対応マニュアル」を参考に、以下の基本方針のもと集中豪雨時の初動態勢の強化を図る。

- (1) 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難指示等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。
- (3) 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携の下、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

- (4) 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

4 河川管理者の水防活動への協力

担当	国土交通省荒川下流河川事務所
----	----------------

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（北区）が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- (1) 水防管理団体（北区）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体（北区）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- (3) 洪水等により、甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体（北区）と荒川下流河川事務所間の水防活動に関する情報の共有を行うための区への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3章 情報収集・伝達

1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／警察署／消防署／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	---

(1) 常時監視

水防管理者は、係員に管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

さらに、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

(3) 荒川及び新河岸川の巡視

洪水時における水防活動、警戒避難がより的確、迅速に行われるためには、これらに関する必要な情報の収集・連絡に負うところが大きく早急にその態勢を整備強化する必要がある。

洪水時における災害発生の防止・軽減の方策には、的確な水防警報等の措置が講じられるとともに、例えば破堤等の重大な事態にも迅速に対応できるように、河川巡視、水防活動状況等の情報が迅速に河川管理者へも連絡されることを目的とする。

① 情報・連絡と内容

- 水防管理団体（北区）の「情報連絡責任者」は、土木部道路公園課河川係長とする。
- 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるよう巡視態勢をとる。
- 「情報連絡責任者」（河川係長）は、下記に示す事項を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に1時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第、直ちに伝達する。

	連絡内容
定時報告	河川巡視状況、消防機関の出動状況等
異常報告	災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

② 巡視

荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の4河川の巡視

- ・ 荒川については、北区管内のうち岩淵水門～板橋区境
- ・ 隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。（59北建河発第95号・昭和59(1984)年10月6日付、59足立計収294号・昭和59(1984)1年2月18日付回答）
- ・ 新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。

(4) 警 戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

区内河川の高水位については、水位上昇が早いため、諸々の状況により警戒を図っていく。

(5) 気象情報・河川情報の入手方法

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、北区の入手方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統または方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

① 気象情報

ア 気象庁発表

区は、下記の情報入手手段により、気象庁から段階的に発表される、注意報、警報、土砂災害警戒情報等を入手・活用し、早め早めの防災対応の実施に努める。

- テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

- 気象庁が専用線及び汎用のインターネットを活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へリアルタイムで提供する防災情報提供システムを活用する。

気象庁の防災気象情報の活用にあたっては、**防災情報提供システムのメール配信機能を活用する**（不明な点がある場合は、各地の気象台に問い合わせる）。

気象庁ホームページにより、各種防災気象情報の他、各種キックル

(https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=1311700) の土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手し、避難**指示**等の判断の参考に利用する。

- ホットライン等を通じ気象台から直接区もしくは区長に伝わる情報を活用する。

気象台において気象状況を監視するなかで、危機感の共有が必要と判断した場合、ホットライン等を通じ気象台から直接区に気象状況等の連絡が入ることがある。また、この際、気象台において特に危険度が高いと判断した場合には、

気象台から区長等に直接厳重な警戒を呼びかける。

- 気象防災アドバイザー等を活用し、北区に特化した気象予報等のアドバイスを受け、適時適切な避難情報の発令判断、先行的な避難場所開設などに資する。

イ 河川情報センター

情報端末から、台風情報、1.0kmメッシュの雨量強度、今後1時間以内の雨量分布図等から入手する。

ウ 東京都災害情報システム（DIS）

東京都から防災・危機管理課（防災センター）へ送られてくる情報を入手する。

また、北区の災害対処態勢、被害状況等を東京都に報告するとともに、避難情報の発令、避難場所の開設情報などを、本システム経由でLアラートに提供する。

エ 北区水位・雨量情報システム

北区ホームページ（<https://www.micosfit.jp/kita-city/>）にて入手する。

オ 北区メールマガジン配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールやLINEで配信する。

② 河川雨量情報

ア 北区水位・雨量情報システム（石神井川）

北区ホームページ（<https://www.micosfit.jp/kita-city/>）にて、水位、雨量、監視カメラ画像を入手する。

イ 河川情報センター

情報端末から、荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を入手する。

ウ 国土交通省・川の防災情報

情報端末から、各河川の現況、水害リスクライン、局所的な雨量情報などを入手する。

アドレス <https://www.river.go.jp/index>

エ テレホンサービス（荒川）

国土交通省で発表している荒川上流・下流の雨量・水位情報を電話により入手する。

雨量・水位情報の電話番号 3902-2393

オ 荒川下流河川事務所ホームページ

荒川下流部の気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等を入手する。

アドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

カ 東京都下水道局ホームページ「東京アメッシュ」

東京都下水道局ホームページ（<https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>）にて、東京を中心とした広範囲の降雨情報を入手する。

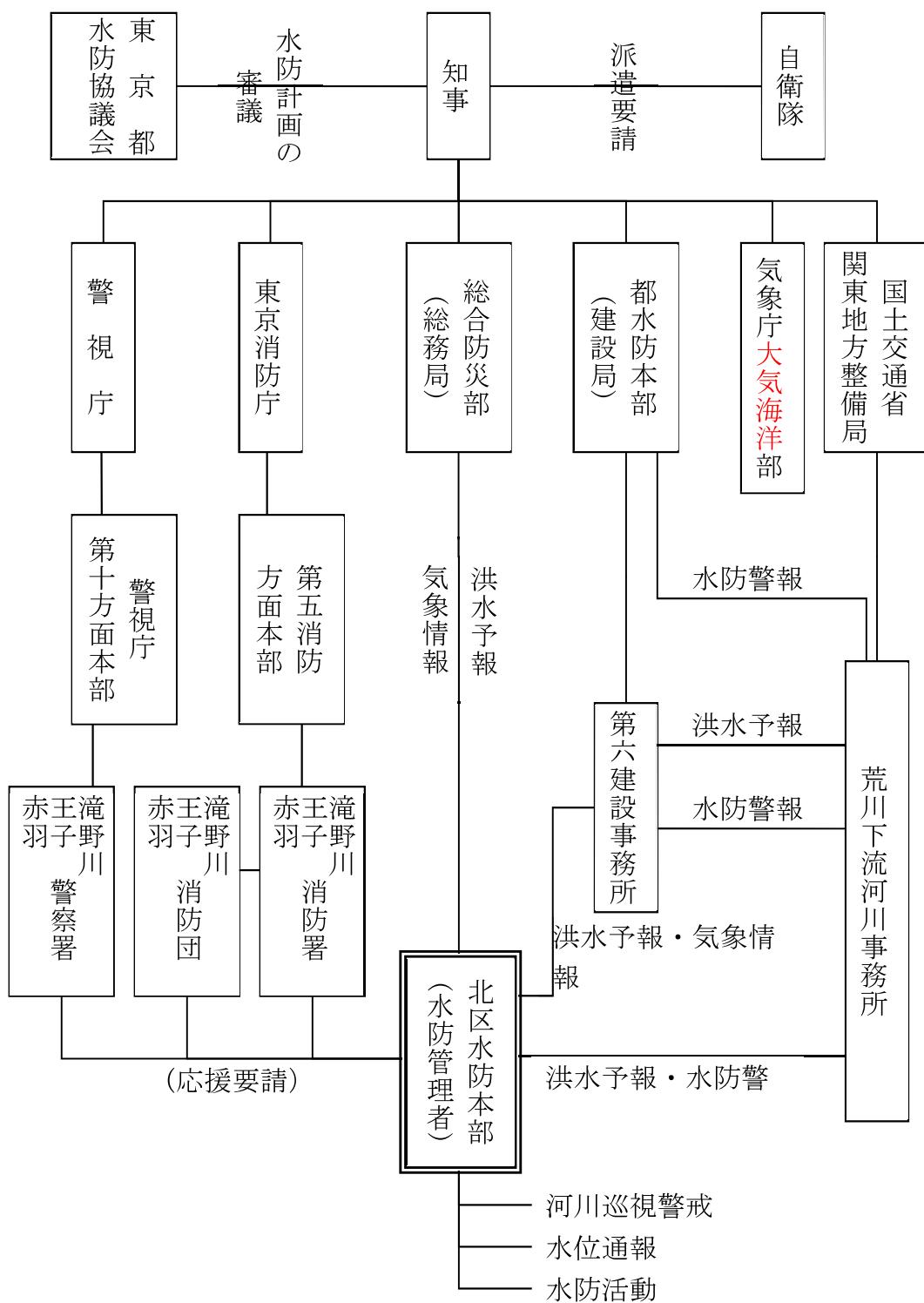
第3部 災害応急・復旧

第3章 情報収集・伝達

キ 東京都建設局河川部ホームページ「東京都水防災総合情報システム」

東京都建設局河川部ホームページ (<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuui/tsim0102g.html>) にて、都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに入手する。

区の水防体制における情報伝達系統は次のとおりとする。



- ※1 水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
- ※2 水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は東京都水防本部へ連絡する。
- ※3 災害対策本部が設置された場合の体制は北区地域防災計画の定めるところによる。
- ※4 都第六建設事務所からの気象情報および洪水予報の伝達は総務局からの伝達が途絶したときである。

2 情報・伝達・報告

担当 (災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／(災対) 土木部

(1) 災害予警報の伝達

区は重要な注意報及び警報について、都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、ただちに公共団体等必要なところへ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

- ① 区においての伝達は主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
- ② 区はインターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
- ③ 各機関は各自の広報媒体により伝達を行う。
- ④ 各部は、区災対本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な態勢を確保しなければならない。
- ⑤ 区は区民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実する。

〈事前の広報事項〉

各防災機関が行う広報内容の基準

- ・ 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・ 各防災機関の風水害対策
- ・ 家庭での風水害対策
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 土砂災害に対する心得
- ・ 台風時の風に対する対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 応急救護の方法
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難指示等に関する取扱い(要配慮者避難向け避難情報を含む。)

→ その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保【応急対策】(p215) 参照

(2) 報告

水防管理者は被害が発生した場合に下記の報告書を提出する。

- ① 水防実施状況報告

水防作業終了後3日以内に都知事に状況を報告する。

- ② 公共土木施設被害状況報告書

被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。

- ③ 水害統計調査

水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

3 防災無線放送設備等

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部／消防署／警察署

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保【応急対策】(p215) 参照

4 要配慮者への情報提供

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 福祉部／消防署／警察署

区は、多様な広報手段を活用、また民生委員など地域の人材と連携を図り、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

→ 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(3) 浸水想定区域における避難体制確保(p27) 参照

5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部

(1) 情報の共有の必要性

- ① 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- ② 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- ③ そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報FAXなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。
- ④ また、都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30(2018)年6月より運用開始した。
- ⑤ 北区では、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。石神井川上流で局所的集中豪雨等が発生した場合は特に、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示等の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

また、区民に対しては、注意・喚起を促す情報を北区メールマガジンや緊急速

報メール（エリアメール）の活用を含め配信することを検討する。

- ⑥ これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

6 竜巻に関する情報収集・伝達

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 土木部／東京管区気象台
----	-----------------------------

（1）竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、**東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部**単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

区は、同情報が発表された際には、竜巻発生確度ナウキャストや該当地域の気象の変化を注視し、時機を失すことなく区民等へ伝達する。伝達に際しては、防災行政無線を始め、北区防災気象情報メール配信サービス、マスメディアとの連携等、多様な手段を活用する。

（2）目撃情報を活用した竜巻注意情報

気象庁は、竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表する。

竜巻注意情報に、目撃情報があつた地域を示すとともに、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを情報に記述する。

7 地下空間への情報提供

担当 (災対) 危機管理室／(災対) 土木部

- (1) 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- (2) 地下鉄の駅は多くの方々が利用している施設であるため、都から浸水に関する情報があった際には、東京メトロ王子駅に防災無線等で情報提供する。

【地下鉄駅一覧】

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄（株）	南北線	赤羽岩淵	北区赤羽1-52-8
東京地下鉄（株）	南北線	志茂	北区志茂2-1-18
東京地下鉄（株）	南北線	王子神谷	北区王子5-2-11
東京地下鉄（株）	南北線	王子	北区王子1-10-18
東京地下鉄（株）	南北線	西ヶ原	北区西ヶ原2-3-8

→ 風水害対策編 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p27) 参照

8 被害調査計画

担当 (災対) 各部

(1) 被害状況等の報告【本部長室に対する報告】

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第6章 情報通信の確保
【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)
3-3 区の被害調査要領 (p222) 参照

(2) 災害地調査要領

① 実態把握

災対本部長は災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

② 調査班は、災対本部長の命により出動し、現地の状況を調査

③ 調査事項

- ア 災害原因
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地住民の動向及び要望事項
- オ 現地活動のあい路
- カ その他必要な事項

④ 被害程度の認定基準

ア 人的被害については、次により区分して上げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、暫定的に負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。負傷者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者。

イ 住家の被害

住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

ウ 非住家の被害

非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

エ その他の被害

田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うもの
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
河川	河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電話	災害により通信不能となった電話の回線数。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。

水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。

才 罷災者

- 罷災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- 罷災者とは、罷災世帯の構成員をいう。

カ 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

(3) 都に対する報告

→ 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保

【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）

3-4 都への報告 (p226) 参照

9 広報活動

担当 (災対) 政策経営部／(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部

洪水警報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達するおそれがあるとき、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報等が発令されたとき、または避難指示等がなされた場合には、区民や自主防災組織等に対して情報提供を行う。

災害発生時、区災対本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、区災対本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、インターネットの積極的な活用等により、より一層の災害対応を実施する。

区は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供、外国人等にも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【区からのお知せ】 要支援者避難開始	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生のおそれが高い状況である。 ・ 要支援者及び支援者は避難を開始する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ①高齢者等避難
- ②避難指示
- ③警戒区域の設定

【河川水位等について】

◎河川水位等の情報提供内容

	河川水位等の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状況	大雨警報、洪水警報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達するおそれがある時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨により、〇〇〇川では、増水が予想されます。今後の大河川情報に十分ご注意ください。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川では、大雨による増水のおそれはなくなりました。

◎一部地域の避難等指示・全地域状況通知・または解除

	防災無線・緊急速報メール(エリアメール)・インターネット等を活用して区民への避難の指示または解除を行う。
状況	河川の水位が避難判断水位に達し、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難指示発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。 大雨により、〇〇〇川が氾濫するおそれがあります。 △△△地区の皆さんにはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難指示解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫のおそれがなくなりましたので、避難指示を解除します。

<石神井川沿いにおける防災行政無線（同報系）水位計連動システム>

水位の上昇が早い石神井川沿いに迅速に情報伝達を行うため、防災行政無線（同報系）水位計連動システムを構築しており、溝田橋・新柳橋・観音橋の水位が「氾濫危険水位」に達した場合、石神井川沿いの防災行政無線スピーカーから警戒サイレンが自動的に放送される。

※ 水位上昇時における各河川（北区内）の設定水位【資料編p656参照】

◎全地域避難の指示・または解除

	防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・FAX・ポケベル波式戸別受信機等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状況	大雨洪水警報が発令された時、及び各河川の水位が避難判断水位に達し、避難の指示が出された時、防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・FAX・ポケベル波式戸別受信機を活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難指示発令 「通報文」	こちらは、北区役所です 大雨により、〇〇〇川が氾濫するおそれがあります。 △△△地区の皆さんには、ただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難指示解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫のおそれがなくなりましたので、避難の指示を解除します。

◎報道機関等を通じた避難情報の発令・解除または避難場所開設の区民への情報提供

	東京都災害情報システム（D I S）のLアラートを活用し、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状況	避難指示、高齢者等避難の発令または避難場所の開設並びにこれらの解除について、東京都災害情報システム（D I S）のLアラートを活用し、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
情報提供要領	避難指示、高齢者等避難の発令または避難場所の開設並びにこれらの解除について、東京都災害情報システム（D I S）の様式により報告する。

【土砂災害について】

◎土砂災害の情報提供内容

	土砂災害の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状況	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キックルにて区内にレベル4地域が発生するおそれ等がある時、「高齢者等避難」を発令したこと等必要な情報提供を防災無線を活用して行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは／ ぼうさい北区です。 土砂災害が発生する／ 恐れがあるため／ 区内の土砂災害警戒区域に対し／ 「高齢者等避難」を／ 発令しました 土砂災害警戒区域にいる／ 高齢者や障害のある人など／ 避難に時間のかかる方や／ その支援者の方は／ 避難場所や安全な親戚・知人宅等に／ 速やかに避難してください。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれはなくなりました。

◎一部地域の避難等指示・全地域状況通知・または解除

	防災無線・緊急速報メール（エリアメール）・インターネット等を活用して区民への避難の指示または解除を行う。
状況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂キックル等により避難指示が発令された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難指示発令 「通報文」	こちらは／ ぼうさい北区です。 土砂災害が発生する／ 恐れが高まったため／ 区内の土砂災害警戒区域に対して 避難指示を発令／ しました。 土砂災害警戒区域にいる方は／ 避難場所や／ 安全な親戚・知人宅に／ 今すぐ避難してください。
避難指示解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれがなくなりましたので、避難指示を解除します。

◎全地域避難の**指示**・または解除

	防災無線・FAX・ポケベル波式戸別受信機等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂 キキクル 等により避難の指示が出された時、防災無線・FAX・ポケベル波式戸別受信機を活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難 指示 発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性がきわめて高まっているため、 土砂災害警戒区域にお住いの皆さん はただちに避難して下さい。
避難 指示 解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生のおそれがなくなりましたので、避難 指示 を解除します。

◎報道機関等を通じた避難**情報の発令・解除**または**避難場所開設**の区民への情報提供

	東京都災害情報システム（D I S） のLアラートを活用し、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状況	避難指示、高齢者等避難の発令または避難場所の開設並びにこれらの解除について、 東京都災害情報システム（D I S） のLアラートを活用し、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
情報提供要領	東京都災害情報システム（D I S） の様式による

第4章 消防機関の水防活動計画

1 活動方針

担当	消防署／消防団
----	---------

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、または発生したときは水防管理者の要請または消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

2 水防態勢等

担当	消防署／消防団
----	---------

(1) 水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合または局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合に発令する。

(2) 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第一非常配備態勢から水防第四非常配備態勢とする。

3 部隊編成

担当	消防署／消防団
----	---------

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

4 活動内容

担当	消防署／消防団
----	---------

- (1) 河川、堤防等を隨時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または、水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (4) 堤防、その他の施設が決壊したと知り得たときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

5 災害予警報

担当	消防署／消防団
----	---------

関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

第5章 避難対策

1 避 難

担当
部

(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部／(災対) 教育振興

(1) 風水害時における避難

① 風水害時における基本的な避難行動

区内において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定め、避難指示等を行う。この場合、区長は、速やかに都本部に報告するものとする。また、防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の手段を複数組み合わせて活用するとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、避難の呼びかけを行う。

避難行動は、迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。

避難方法は原則として「高齢者等避難」「避難指示」の2段階に区分する。ただし、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨等の場合は、避難指示等の発令が浸水・氾濫発生に間に合わないこともあり得る。逃げりいとまがなく、最悪な状況となつた時に、命を守るためにどこで安全を確保するかを、区民等一人ひとりが事前に考えておく必要がある。

風水害時の基本的な避難行動イメージ
(荒川氾濫時における避難)

基本的な
避難行動

できるだけ遠くの高台
(北区の外) へと避難
(親族・知人宅、宿泊施設などに早期に避難等)

北区内の高台にある
避難場所に避難

※公共交通機関の運休などにより、遠方へ避難できないときには実施。
※避難場所ではスペースや水・食料などの物資が限られているため注意が必要である。

緊急的な
避難行動

事前避難が
できなかった場合

近隣の堅牢で高い建物へ避難
(コンクリート、重量鉄骨造など)

※時間的な余裕がないとき以外は、実施しない。
※雨風が強くなつてから移動することは危険なため、注意が必要。
※仮に、マンション等に避難できても、数週間もの間、水・食料・電気などが無いなかで滞在しなければならなくなるため、やむを得ない場合を除き、実施しない。

風水害時の基本的な避難行動イメージ
(集中豪雨等都市型水害時における避難)

基本的な
避難行動

事前の避難
(親族・知人宅等)

風水害時の避難場所等への避難

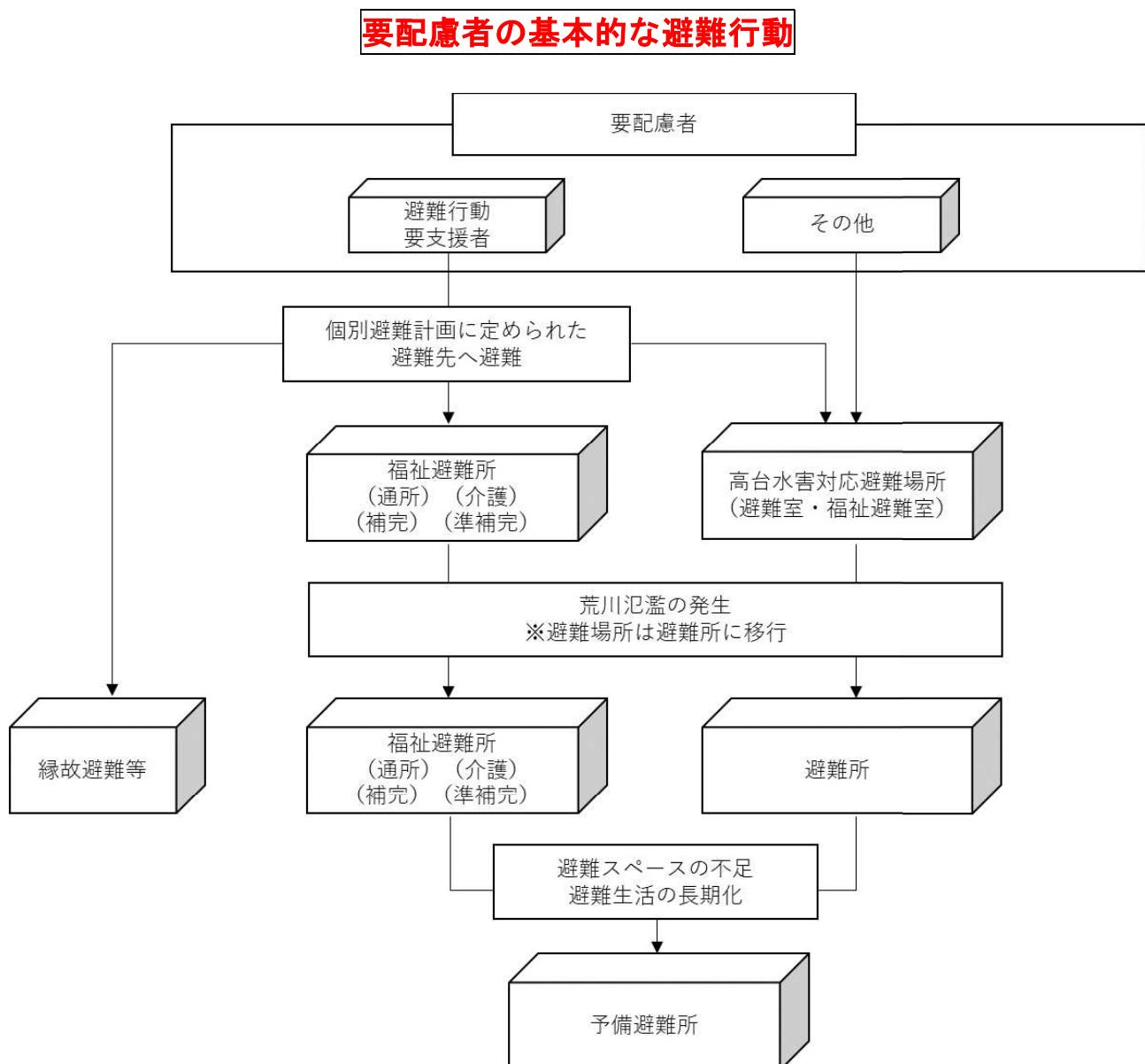
緊急的な
避難行動

事前避難が
できなかった場合

近隣の堅牢で高い建物へ避難

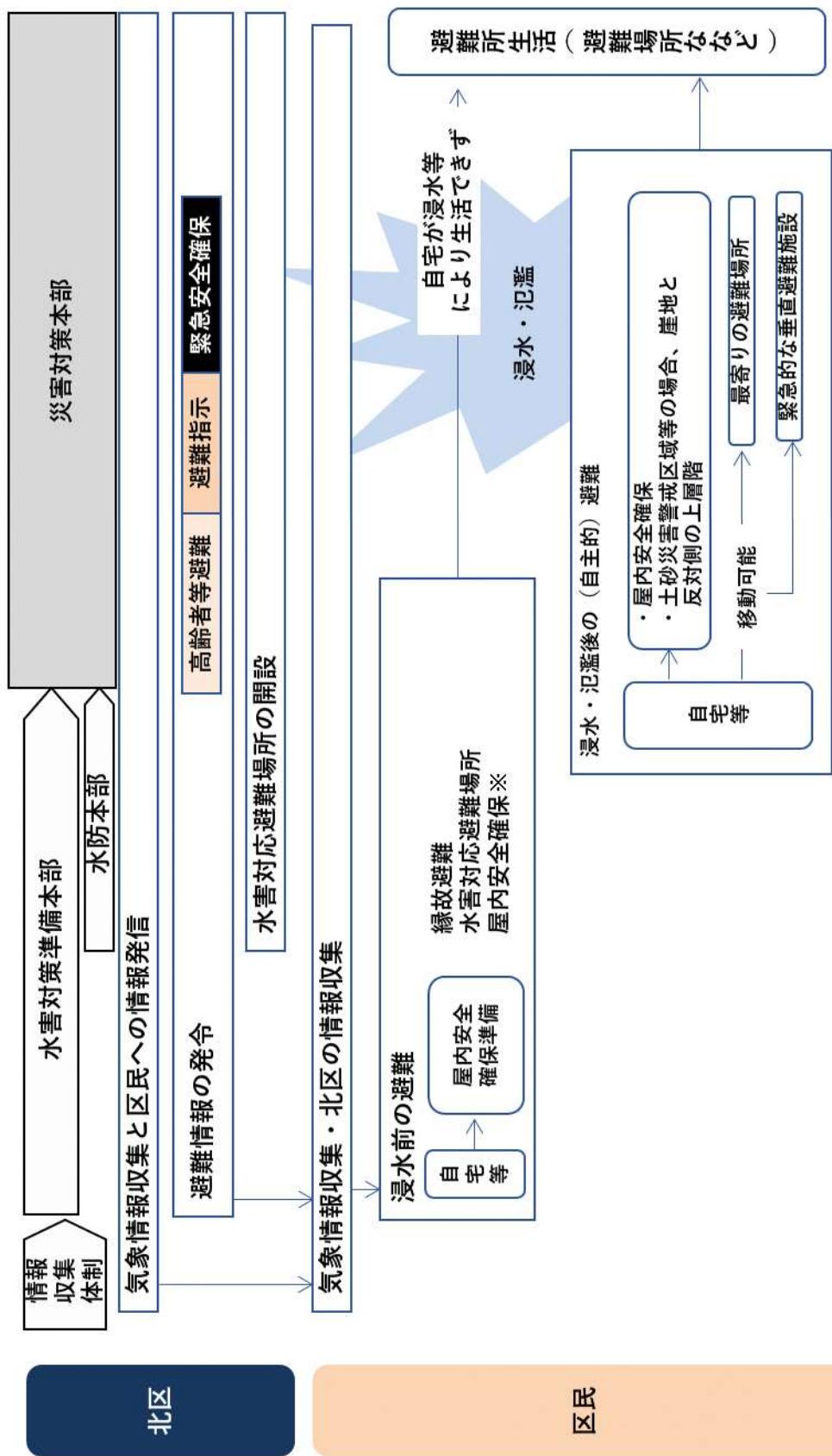
自宅の上階へ避難

何らかの理由により近隣の堅牢で高い建物への移動が困難

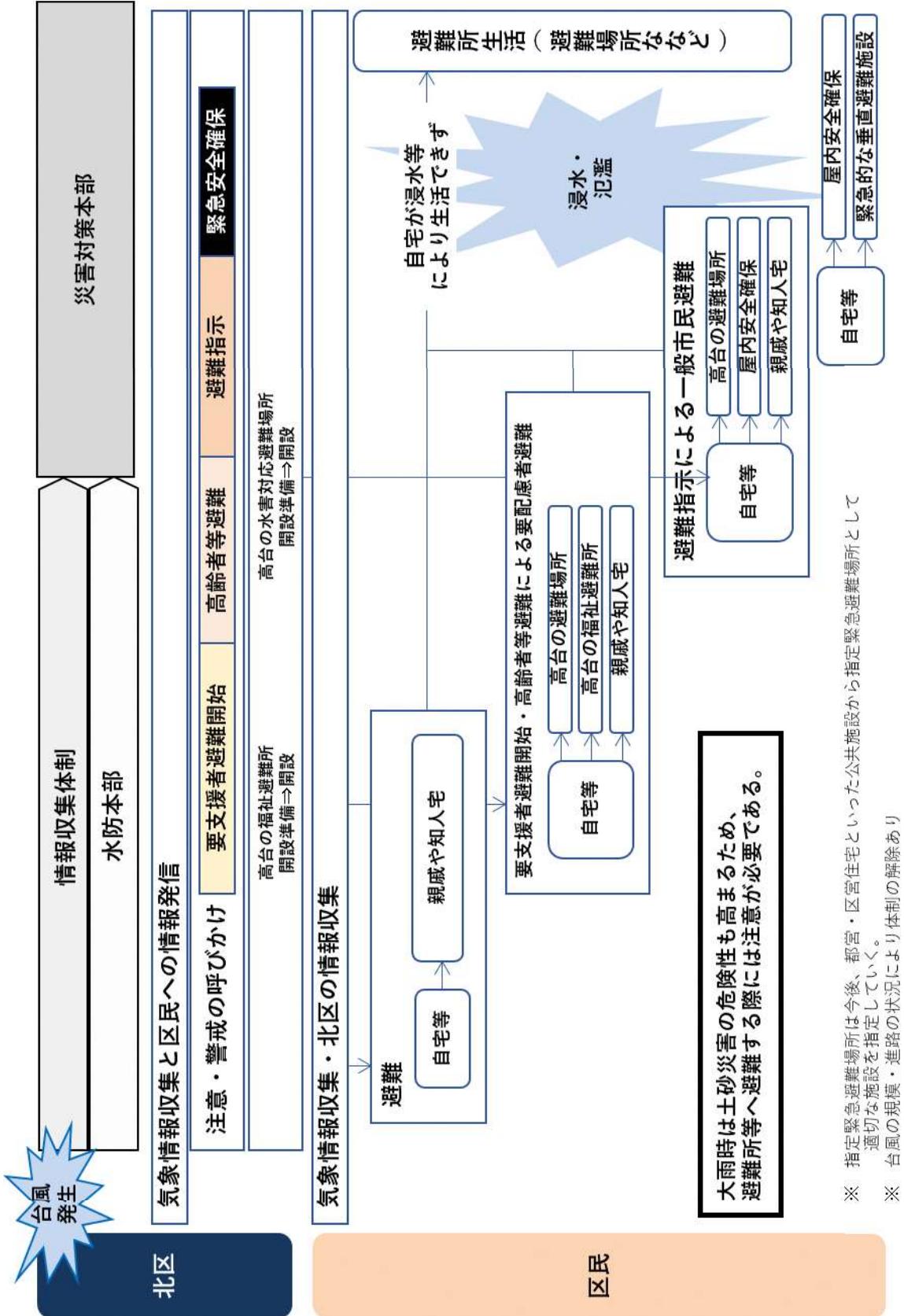


【集中豪雨等都市型水害時における避難】
局地的大雨、集中豪雨等の都市型水害時における住民等の避難行動は、以下のとおりである。

集中豪雨等都市型水害時における避難（修正後）



【荒川氾濫時における避難】
大型台風や停滞前線等荒川氾濫が予想される場合における住民等の避難行動は、以下のとおりである。



② 避難指示等

- ア 区内に災害のおそれがある場合、北区長は北区を管轄する警察署長及び消防署長と連絡を取り、要避難地域に対してあらかじめ指定した避難先への避難指示を出すとともに、この旨を東京都知事に連絡する。
- イ 洪水または、高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し立ち退き（垂直避難）または、その準備を指示する。防災行政無線・緊急速報メール（エリアメール）を中心にプッシュ型の手段を複数組み合わせて活用するとともに、区ホームページ、SNS、CATV、Lアラート等のプル型の手段も活用し、プッシュ型の情報伝達を補完する。
- ウ 水防管理者は前項の指示する場合には、遅滞なく都災対本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。
- エ 立ち退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は水防管理者と協力して誘導する。
- オ **適切な対象地域の設定、時間に留意した避難指示等の発令**
区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難**指示**等を発令する。
加えて、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- カ 土砂災害警戒情報の活用
大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難**指示**等の判断に活用する。
- キ **気象庁ホームページ及び防災情報提供システムの活用**
気象庁ホームページでは、区市町村向けに、リアルタイムで防災気象情報が提供される。また、防災情報提供システムのメール配信機能を活用することで必要な防災気象情報をインターネットメールや携帯メールで受信することもできるため、あわせて活用の推進を図る。

第3部 災害応急・復旧

第5章 避難対策

ク 都による避難指示等の判断・伝達に対する支援

平成25(2013)年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

区は、上記を踏まえて、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、区は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

ケ 都建設局等は、区市町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区市町村に提供する。

- 警戒すべき区間
- 河川の特性
- 施設の整備状況
- 警戒すべき区間（内水氾濫データより）
- 内水氾濫の特徴（内水氾濫データより）

コ 区は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

【風水害時における避難指示等の基準】

警戒レベル	避難情報	石神井川の氾濫 (台風・集中豪雨・線状降水帯の発生)	土砂災害	荒川の氾濫 (大型台風の関東上陸)
1	早期注意情報 大雨・洪水・高潮注意報			荒川氾濫の可能性が相当に見込まれ、避難に時間要する避難行動要支援者等が危険な場所から避難するべき状況
2	大雨・洪水・高潮注意報		気象庁が発表	荒川の水位が氾濫注意水位に達し、今後も危険水位を超えるよう上昇か見込まれる場合等を踏まえ総合的に判断
	要支援者 避難開始			災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況 石神井川上流域にて氾濫危険が位に達し、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当※5)が発表されたとき 氾濫危険情報が発表された時 石神井川の水位が氾濫判断水位に達し、今士砂災害警戒判定メッシュ情報(土砂キックル)で土壌雨量指數基準までに大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当)が発表されたとき 石神井川の水位が氾濫危険水位に達すると予想される場合 等を踏まえ総合的に判断
3	高齢者等避難			災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 災害現象の発生や現在の切迫した状況から、人財被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人の被害の発生する危険性が高いと判断
4	避難指示			災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 氾濫危険情報が発表された時 石神井川の水位が氾濫危険水位に達し一定時間を超えたままの水位の情報が今後も予想される場合 等を踏まえ総合的に判断
5	緊急安全確保			災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえつて危険であると考えられる状況 氾濫発生情報※4が発表されたとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キックル)の実况値で大雨特別警報(土砂災害)の判定基準を超過し(黒)、さらに降雨が継続する見込みである場合大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき

※1: 基準点の水位が、氾濫危険水位に到達した時
※2: 荒川の水位観測所(荒川、治水槽、岩淵水門上)のいすれかの水位が、概ね2~3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時
※3: 荒川の水位観測所(荒川、治水槽、岩淵水門上)のいすれかの水位が、氾濫危険水位に到達した時
※4: 汛水予報を行う区市域において、氾濫が発生した時
※5: 警戒レベル相当情報(気象庁より発表する際の参考情報として扱うもの)
※6: 石神井川の水位観測所(練馬区等)いすれかの水位が、氾濫危険水位に到達した時

③ 各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報

2 避難場所等の開設

担当部	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部
-----	---

(1) 避難場所

災害の発生に備え、区民が命を守るために避難する施設。区は、災害発生に備え雨風が強くなる前に開設を行う。想定する災害により水害対応避難場所及び高台水害避難場所の2種類いずれかを開設する。なお、災害の危険性が無くなった場合、避難場所は閉鎖となる。

局地的大雨・集中豪雨（石神井川氾濫）時においては、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。大型台風・停滞前線等による荒川氾濫時においては、高台の小中学校を避難所とする。

→ 風水害対策編 第2部 災害予防

第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定

2 風水害時の避難場所等 (p54) 参照

(2) 避難所

災害の発生後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。災害の発生前に区が避難場所を開設している場合は、避難所へと移行する。

公立小・中学校がその収容能力をこえたとき、もしくは緊急を要するときは他の公共施設をあてる。。

避難所の収容基準は、概ね居室3.3m²に2人とする。

ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。

※ 風水害時の避難所一覧【資料編p658参照】

(3) 福祉避難所等

① 福祉避難所等の定義及び指定

- 風水害対策編 第2部
 第3章 風水害時の避難体制の整備及び避難所等の特定
 2 風水害時の避難場所

② 福祉避難所の周知

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第9章 避難者対策【予防対策】
 2-5 福祉避難所の周知

③ 福祉避難所（初期）の運営態勢の強化

区は、福祉避難室における巡回態勢の構築、福祉避難所の開設・運営に向けて、災害対策本部各部の業務を見直し、庁内態勢の（再）構築を図る。

④ 福祉避難所の開設

福祉避難所の早期開設に向けて、区は、非常配備態勢を再定義し、あらかじめ「東京都北区勤務時間外の災害等に対応する非常配備態勢に関する要綱」等に定める。開設にあたっては業務継続計画を踏まえ、また専門的知識を有する職員や防災職員住宅居住者の活用を検討し、自主防災組織や防災関係機関等との連携強化を図る。

⑤ 福祉避難所（初期）の運営態勢の強化

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
 第9章 避難者対策【予防対策】
 3-3 福祉避難所の（初期）運営態勢の強化

(4) 垂直避難施設

河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害が発生した際に、高台や区が指定する避難所等に避難する時間的余裕がない場合、建物の上階へ避難できることを区が確認している施設である。垂直避難施設は災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水深以上の階を有している。区が管理する区営住宅のほか、協定・覚書を締結している一部の都営住宅・UR賃貸住宅・公社賃貸住宅へも垂直避難可能であることを確認している。また、区施設においても垂直避難施設を検討している。

【協定先一覧】

団体・施設の名称	協定の名称	内容
東京都都市整備局 (都営住宅)	大規模な水害時等における緊急避難に関する覚書	水害時の緊急避難施設

3 避難場所等の運営

担当 (災対) 福祉部／(災対) 教育振興部

(1) 避難場所の運営

災害の発生のおそれがある場合に開設する避難場所については区職員が運営を行う。必要に応じ、避難者や自主防災組織の協力を得て運営を行う。

(2) 避難所の運営

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難場所から避難所への移行及び避難所が開設される場合、区は地元の自主防災組織、学校職員さらにはボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。とくに、避難所の運営においては、男女のニーズの違い等男女双方や要配慮者の視点に配慮する必要がある。また、避難所運営の主体となる避難所管理運営委員会における各責任者には、女性も積極的に配置するよう留意する。

避難所の運営については、避難所運営マニュアル及び学校防災マニュアルを活用する。

→ 避難所の開設

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画 第9章 避難者対策

【応急対策】2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等

2-2 避難所等の開設 (p319) 参照

→ 避難所の運営

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画 第9章 避難者対策

【応急対策】2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等

2-3 避難所（区立小・中学校等）の運営 (p321) 参照

(3) 福祉避難所の運営

① 要配慮者対策班の設置

→ 震災対策編 第2部 要配慮者の支援体制の整備

第9章 避難者対策【応急対策】

2 避難場所の管理運営・避難所等の開設・管理運営等

2-4 福祉避難所の運営 第3 福祉避難所における留意点 (p326) 参照

② 福祉避難所の運営態勢

災害の発生のおそれがある場合に開設する避難場所については区職員が運営を行う。必要に応じ、避難者や施設職員等の協力を得て運営を行う。

③ 福祉避難所における留意点

→ 震災対策編 第2部 要配慮者の支援体制の整備

第9章 避難者対策【応急対策】

2-4 福祉避難所の運営

第3 福祉避難所における留意点

4 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部
----	---------------------

→ 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第12章 区民生活の早期再建

【予防対策】6 災害救助法等 (p360)

【応急対策】7 災害救助法等の適用 (p367)

【復旧対策】12 災害救助法の運用等 (p380) 参照

5 保育園等と避難先一覧

担当	(災対) 子ども未来部
----	-------------

保育園等は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。区は、保育園等の緊急避難先等を定め、在園児の安全を確保する。**なお、各保育園等の緊急避難先は、保育課より防災・危機管理課へ共有する。**

6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への浸水情報の提供

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 福祉部／(災対) 医療衛生部／(災対) 教育振興部／(災対) 子ども未来部
----	---

区は、都より浸水に関する情報があった際に、要配慮者利用施設（特別養護老人ホームなど高齢者・障害者・児童福祉施設等）へ迅速に情報を提供する。

→ 風水害対策編 第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

10 浸水対策

(3) 浸水想定区域における避難体制確保 (p27) 参照

※ 水防法及び土砂災害防止法に基づく指定する要配慮者利用施設一覧【資料編p660参照】

7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策

担当

(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部／警察署／消防署

(1) 基本方針

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を發揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

急傾斜地等「がけ・擁壁」箇所周辺の住民等には、基本的には安全な地域における避難所や自主避難施設への立ち退き避難を促す。

ただし、避難指示が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側（がけ地とは反対側）に待避するよう呼びかける。また、避難指示等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内のもっとも安全と思われる場所に留まることを呼びかける。

(2) 情報の収集・伝達計画

① 伝達方法

ア 被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に適切な方法で事前注意を呼びかける。

イ 被害が発生した時

情報を得た機関は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を他の関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのあるときは、避難の指示等により、人的被害の防止にあたる。

ウ 気象警報等の周知

災対土木部は、大雨警報の発令、警戒態勢をとる場合の基準雨量に近づいた場合、その他非常の場合は、関係機関に通報するとともに警戒態勢に入る。

② 降雨量の測定場所、測定方法

ア 降雨量の測定は、土木部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。

イ 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

(3) 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

① 応急措置の内容

- ア 土砂災害警戒情報が発令された場合は、災対まちづくり部および災対土木部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を実施し、災対危機管理室は、住民等に対する避難指示の広報等を実施する。
- イ 土砂災害警戒区域等に異常が生じた場合においては、災対本部長、警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

② 実施すべき時期

災害発生のおそれがあるとき

【土砂災害時における避難指示等の発令基準】

警戒レベル	避難情報	土砂災害
1	早期注意情報	
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象庁が発表
—	要支援者避難開始	— —
3	高齢者等避難	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当※5)が発表されたとき 土砂災害警戒判定メッシュ情報(土砂キキクル)で土壤雨量指数基準2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準値に到達すると予測されるとき(赤)等を踏まえ総合的に判断
4	避難指示	災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)が発表された場合 土砂災害警戒判定メッシュ情報(土砂キキクル)で土壤雨量指数基準が2時間先までに土砂災害警戒情報の基準値に到達すると予測されるとき(紫)等を踏まえ総合的に判断
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 人的被害の発生した状況氾濫が発生したとき 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)の実況値で大雨特別警報(土砂災害)の判定基準を超過し(黒)、さらに降雨が継続する見込みである場合大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき

※5:警戒レベル相当情報気象庁より発表されるものであり、自治体が避難情報を発表する際の参考情報として扱うもの

8 広域避難対応

担当	(災対) 危機管理室／(災対) 地域振興部／(災対) 福祉部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／(災対) 教育振興部
----	--

(1) 他区市町村への避難

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区内で住民を避難させることが困難なときは、都災対本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都災対本部へ報告する。

- ① 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。
- ② 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難の発表若しくは避難指示等の発令を行う。
- ③ 避難の実施方法としては以下のとおり。
 - ・要配慮者や低地等に居住する区民については優先的に避難させる。
 - ・原則、区内の高台の避難所へ避難させる。
 - ・水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・他県に近接する地域等では、受け入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- ④ 交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

【広域避難先一覧】

No.	締結先	施設名
1	独立行政法人国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター
2	国立大学法人東京芸術大学	東京芸術大学 上野校地
3	独立行政法人国際協力機構東京センター	JICA東京
4	学校法人中央大学	中央大学 後楽園キャンパス
5	学校法人上智学院	上智大学 四谷キャンパス
6	学校法人明治大学	明治大学 駿河台キャンパス ※
7		明治大学 和泉キャンパス ※
8		明治大学 中野キャンパス ※
9	東京都公立大学法人	都立大学 南大沢キャンパス
10	株式会社東京テレポートセンター	台場フロンティアビル
11		テレコムセンタービル
12		有明フロンティアビル
13	株式会社東京ビッグサイト	国際展示場（東京ビッグサイト）
14		TFTビル（東京ファッションタウンビル）
15		有明パークビル
16		タイム24ビル
17	生活文化スポーツ局	有明テニスの森公園 テニス施設
18		東京体育馆
19		駒沢オリンピック公園総合運動場 屋内球技場
20		東京都多摩障害者スポーツセンター
21		東京ウィメンズプラザ
22		東京文化会館
23		東京都美術館
24		東京芸術劇場
25	株式会社東京国際フォーラム	東京国際フォーラム
26	独立行政法人日本スポーツ振興センター	ハイパフォーマンススポーツセンター
27		国立代々木競技場
28	学校法人立教学院	立教大学 池袋キャンパス
29	学校法人早稲田大学	早稲田大学 早稲田キャンパス
30		早稲田大学 戸山キャンパス
31	学校法人学習院	学習院大学 目白キャンパス
32	学校法人法政大学	法政大学 市ヶ谷キャンパス
33		法政大学 小金井キャンパス
34		法政大学 多摩キャンパス

(2) 他区市町村からの避難者の受入

- ① 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。
- ② 開設する避難所については、区内避難者（区民等）の状況を踏まえ、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館等を候補施設とする。なお、他区市町村からの受入については、区の被害が軽微な場合とする。
- ③ 都立高校については、「避難所施設利用に関する協定」に基づき協力を要請する。
- ④ 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、北区は、積極的にその開設・運営に協力する。

第6章 物資・輸送対策

1 食料の配給

担当	(災対) 総務部／(災対) 区民部／(災対) 福祉部／(災対) 教育振興部
----	---------------------------------------

- (1) 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
- (2) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

→ その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【応急対策】1 物資の供給 (p339) 参照

2 ヘリコプターの発着点

担当	(災対) 危機管理室
----	------------

※ ヘリコプター発着場基準および表示要領 【資料編p601参照】

第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等

1 衛生・防疫活動

担当 (災対) 医療衛生部

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第7章 医療救護・保健等対策
【予防対策】1 初動医療態勢の整備 1-4 防疫体制の整備 (p240)
【復旧対策】1 防疫体制の確立 (p266) 参照

2 ごみ処理

担当 (災対) 生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】4 ごみ処理 (p359)
【応急対策】4 ごみ処理 (p365) 参照

3 がれき処理

担当 (災対) 生活環境部／(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合／清掃協議会

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【予防対策】5 災害廃棄物処理 (p359)
【応急対策】5 災害廃棄物処理 (p365) 参照

4 障害物除去

担当 (災対) 区民部／(災対) 生活環境部／(災対) 土木部／都第六建設事務所

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】4 緊急輸送ネットワークの整備
4-2 緊急道路障害物除去等 (p133)
【応急対策】1 道路・橋りょう 1-1 道路・橋りょうの応急対策 (p145)
第12章 区民生活の早期再建
【応急対策】6 土石、竹木等の除去 (P366) 参照

第8章 流木対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	-------------------

木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を関係団体・関係業者に行い、災害時に不測の混乱を招かないようとする。

第9章 ライフライン対策

1 都市施設応急対策

(1) 電 気

担当	東京電力パワーグリッド(株)
----	----------------

① 計画方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

② 災害発生前の対策

ア 設備の予防強化

工事施工中あるいは仮工事中のものは速やかに、本工事を完了させるか、または的確な補強等応急処置を講じる。

イ 復旧要員動員の連絡徹底

- 応急対策要員の把握

非常災害対策特別組織の構成により社外の請負者をも含めた応急対策（工事）に従事する人員をあらかじめ把握する。

- 動員及び連絡態勢の徹底

動員態勢を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

ウ 工具、機動力、資機材等の整備点検

工具、車両、舟艇等を点検整備するとともに、手持資機材の数量を把握し、復旧工事に支障をきたさないように手配する。

エ 広報公聴活動

感電事故及び漏電による出火を防止するため利用者に対し、浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用することを充分広報する。

→ その他の内容について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保

【応急対策】4 広報体制 (p227) 参照

③ 災害発生時の対策

設備の運転保持については、浸水、建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

→ その他の水防対策に関する応急対策について

震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】6 電気・ガス・通信等 6-1 電気 (p161) 参照

(2) 交通

担当	東京地下鉄(株)
----	----------

① 災害発生時の対策

ア 非常態勢の種別及び発令

第1種非常態勢	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第2種非常態勢	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第3種非常態勢	異常気象により警報が発令されたとき または、その他必要と認めたとき

イ 非常態勢

非常態勢に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。また、非常態勢下における総括責任者は、区長とし各駅の当務助役は警備責任者とする。

ウ 警戒

非常態勢発令時には警備責任者及び監視員は換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

エ 列車の取扱い

- 浸水、出水により列車の運転に支障を与えると予想される場合には、直ちに総合指令所に通報し、その指示を受ける。
- 急を要する場合は、列車を一旦停止させ区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。

- 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。

オ 旅客の取扱い

- 気象状況を放送または掲示等で旅客に徹底する。
- 総合指令所により、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに判り易く旅客に徹底する。
- 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」により旅客を安全に誘導する。
- 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を徹底し、安全な場所に誘導する。
- 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置は慎重にして迅速に実施する。

2 公共土木施設応急対策

(1) 河川の応急対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所
----	-------------------

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告し必要な措置をとる。

(2) 内水排除施設応急対策

担当	(災対) 土木部／都建設局
----	---------------

内水排除施設に被害を生じた場合は、直ちに都に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については都の指導の下にこれを行う。

(3) 首都高速道路(株)の応急対策計画

担当	首都高速道路(株)
----	-----------

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】1 道路・橋りょう (p145) 参照

第10章 被災者対策

1 被災者の生活確保

担当 (災対) 地域振興部／(災対) 福祉部

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】6 被災者の生活再建資金援助等
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (p376) 参照

2 融資制度

担当 (災対) 地域振興部／(災対) 福祉部

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】10 融資 (p379) 参照

3 生活相談窓口

担当 (災対) 各部／警察署／消防署

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】4 被災者の生活相談等の支援 (p373) 参照

4 義援金等

担当 (災対) 区民部／東京都

- 震災対策編 第2部 施策ごとの具体的計画
第12章 区民生活の早期再建
【復旧対策】5 義援金の募集・受付・配分 (p375) 参照